

これまでの懇談会で出された主な意見・要望等

I 政策立案に当たっての基本的な観点と姿勢**1 基本的な観点****(1) 民族的アイデンティティーの重要性**

アイヌの人々にとって、特に明治以降、民族独自の言語や文化を捨てさせられたことは、民族的アイデンティティーへの脅迫であったと想像することが必要。

(2) 土地や資源の持つ意味

また、土地や資源とのつながりが分断されたことは、古くから自然との密接な関わり合いの中で暮らし文化を育んできたアイヌの人々にとって、生活の営みや子育てを始め、神々とのつながりが分断されたという意味を持つもの。

(3) 法制の変遷過程等の検証

そして、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされた。今なお、アイヌであることを悩み苦しむ子供たちもいる。

こうした今に至る歴史的事実について、法制の変遷過程や時代背景等を検証することなどにより、認識を深めていくことが必要。

2 基本的な姿勢

(1) アイヌの人々はアイヌ以外の日本人とは異なる民族。互いに異なるということ
を尊重し合う姿勢が必要。

(2) 歴史認識や評価などでは、複眼的な視点、寛容の精神などが必要。

(3) 差別する側と差別される側だけの構図で物事を強調し過ぎることは、反発や個人レベルでの観点の欠落を招き得る。歴史のつながりといった縦の視点で考えるなど、身近な問題として捉えることが必要。

(4) 歴史的、社会的な因果関係を多くはらんだ問題は、これまでの理解の枠組みや慣習、現状の社会システムとぶつかり合うなどの障壁が立ちはだかる。例えば、アイヌの文化や歴史の公教育への導入、知的財産、公有地の土地資源の利活用、漁業権、雇用の確保、さらには土地・資源の賠償補償、参政権など多岐にわたる。

アイヌの人々からの具体的な要望を踏まえ、国連宣言も参照しつつ、政策課題を短期・中期・長期に整理し、取り組み手順を定めていくことが必要。

II 主な意見・要望等

1 アイヌの文化や歴史に関する教育・理解の促進

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であると認識され、偏見と無知から生まれる差別をなくし、自らをアイヌであると誇りを持って言える社会を目指すことが必要。

このため、アイヌの文化や歴史などについて、教育現場における先進的な取組事例の拡充などにより公教育への導入を進めるとともに、講演会・シンポジウム等の開催や新聞やテレビ等を通じた啓発を行うことなどにより広く国民の理解を促進することが必要。

☆国連宣言の主な関連条項

- ・第15条（文化や歴史の教育への反映等）
- ・第16条（報道機関の利用等） など

2 精神的生活

(1) アイヌの人々が主体となった研究・教育等

アイヌの人々が、アイデンティティーの原点であるアイヌ語やアイヌ文化を実践・継承していくためには、アイヌの人々が主体となった研究・教育等を進められるような環境づくりが必要。

例えば、アイヌの人々の中からアイヌ語やアイヌ文化の研究者や教育者の養成、既存の研究機関等におけるアイヌに関する研究スタッフ等の拡充、研究・教育等の拠点となる象徴的な施設の設置などが必要。

(2) 遺骨の返還・慰霊

過去において墓から発掘・収集され、現在大学等で保管されているアイヌ人骨等の返還、全国的な啓発と和解の象徴となるような慰霊施設の整備といった対応策を進めることが必要。

(3) 広義の文化振興（経済活動との連携）

多くのアイヌの人々の参加を得てアイヌ文化の伝承等を促進していくためには、経済活動と連携し、自立し得る工夫が必要。

例えば、アイヌの人々が多く暮らしている地域などでの工芸技能の向上支援、アイヌ文化を前面に出した観光政策、アイヌ文様や工芸品等の知的財産の保護などが必要。

(4) 文化振興等の基盤としての土地・資源の利用等

自然との関わり合いが深い広義のアイヌ文化の実践には、動植物の採取などを含む公有地等の利活用、一般の権利侵害を伴わない範囲での漁業権の一部付与、自然の中でアイヌ文化を伝承等できる環境づくりなどが必要。

☆国連宣言の主な関連条項

- ・ 第 11 条（文化的伝統及び慣習の実践等）
- ・ 第 12 条（精神的及び宗教的伝統、慣習及び儀式の実践等）
- ・ 第 13 条（言語等の再活性化、使用、将来世代への伝達等）
- ・ 第 15 条（文化や歴史の教育への反映等）
- ・ 第 25 条（土地等に対する独自の精神的関係の維持等）
- ・ 第 31 条（知的財産の管理、保護等） など

3 経済的生活

(1) 道外を含むアイヌの人々への生活支援

道外を含むアイヌの人々の生活実態を踏まえ、奨学金等の教育支援、職業訓練やセーフティネットづくりといった高齢者等への支援、雇用機会の確保などの生活支援が必要。

(2) 効果的な施策の検証・確立のための国の実態調査

道外を含むアイヌの人々の生活実態を把握し、効果的な施策の検証・確立するためには、国の実態調査が必要。

☆国連宣言の主な関連条項

- ・ 第 21 条（経済的及び社会的状況の改善等）
- ・ 第 22 条（高齢者等のニーズへの特別の配慮） など

4 政治的参加への対応

(1) アイヌ民族の総意をまとめる体制づくり

アイヌの人々の意見の政治等への反映については、現在、アイヌの人々の総意をまとめる体制をつくる努力をすることによって進められる考え。

(2) 国会や地方議会におけるアイヌ民族代表の議席付与など、アイヌの意見が政治、行政に反映される方途への取組み

☆国連宣言の主な関連条項

- ・第 18 条（先住民族の代表選出等） など

5 推進手法

(1) 政府の総合的な窓口機関（総合的な政策を総括して推進するセクション）の設置

政策を実効あるものとしていくためには、政府の総合的な窓口機関（総合的な政策を統括して推進するセクション）を新たに設置することが必要。

(2) モニタリング等のための審議機関の設置

アイヌの人々の意見を聴取し、政策の成果をモニタリング等していくためには、複数のアイヌの代表や学識経験者などで構成される審議機関を設置することが必要。

(3) 新たな立法措置（総合的な政策の確立）

政策を推進していく上では、国民すなわち国会での理解を得た予算を伴う立法措置（法的根拠に基づく総合的な施策の確立）が必要。

☆国連宣言の主な関連条項

- ・第 23 条（経済的、社会的計画策定への参加権等）
- ・第 38 条（国と先住民族との協議、立法措置その他の適当な措置等） など

諸外国の主な先住民族政策

＜調査対象国・地域＞

アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィンランド、台湾

1. 各国・地域の先住民族

●アメリカ

アメリカン・インディアン及びアラスカ・ネイティブ
(250万人、国全体に占める割合0.9%)

●カナダ

インディアン、イヌイット及びメティス
(117万人、国全体に占める割合4%)

●オーストラリア

アボリジニ及びトレス海峡諸島民
(51万7000人、国全体に占める割合2.5%)

●ニュージーランド

マオリ(56万5000人、国全体に占める割合14.6%)

●フィンランド

サーミ(9400人、国全体に占める割合0.17%)

●台湾

政府認定14部族(49万2千人、国全体に占める割合2.14%)

2. 各国・地域の先住民族に対する施策

(1) 政治的生活

●アメリカ

・インディアン部族が形成した政府は、居留地内における課税、独自の法執行、部族の土地や財産を管理する権限を有する。

●カナダ

・認定インディアンとして連邦政府が登録した部族による自治

●ニュージーランド

・マオリ族の政治的権利を保護するため、選挙制度として一般選挙区の他に、マオリ系として登録した有権者のみが投票できるマオリ選挙区を設け、マオリ系議員が議会に選出

●フィンランド

・サーミ議会の設置(フィンランドに住むサーミ人によって4年ごとに選出される20名の議員から構成される民族特別議会(主として諮問機関的役割に限られている))

●台湾

・原住民族基本法により、原住民族の自治権を規定。

- ・憲法増加修正条文及び地方制度法の規定に基づき、中央には6人の原住民国會議員がおり、地方では原住民人口が規定の人数に達した場合、議会には原住民議員を選出しなければならないという規定がある。

(2) 経済的生活

①生活支援

●アメリカ

- ・「インディアン財政支援法」（1974年）は、インディアンの経済発展を支援するために、既存の各種ローン基金を統合し、連邦政府が新たな資金援助をすると共に、インディアンの商業支援策について規定

●ニュージーランド

- ・マオリの就業及び職業訓練等の支援

●フィンランド

- ・サーミの伝統文化の発展と保護に配慮しつつ職業訓練を行うことを目的とした国立の教育機関の設置

●台湾

- ・2001年度以降継続して「原住民族住宅改善計画」を策定し、原住民族に対する各種住宅補助及び支援業務を実施し、原住民族の居住環境を改善

②雇用

●アメリカ

- ・インディアン問題を所管する内務省インディアン局にはインディアンを優遇採用している。現在、全職員の80%がインディアン。

●ニュージーランド

- ・マオリ発展省のスタッフ構成（マオリ：72%）
- ・大学でのマオリ学部の設置、マオリ教授の採用
- ・マオリ語習得のためのコースを設置し、同コースを卒業した者が学校に派遣され、マオリ語を教えている。

(3) 文化的生活

①言語

●アメリカ（先住民族のうち先住民言語を話せる人の割合：14.6%）

- ・「先住民言語法」（1990年）は、合衆国は、先住民が先住民言語を使用し、実践し、発展させる自由及び権利を保存し、保護し、推奨することをその政策とする旨規定

●カナダ

- ・北西準州、ヌナヴト準州においては、連邦の公用語である英語及びフランス語に加え、イヌイットの言語が公用語とされている（全地域人口に占める先住民族の割合：北西準州51%、ヌナヴト準州85%）。

- オーストラリア（同：9.6%）
 - ・アボリジニ・トレス海峡諸島民の言語・録音計画、言語消失から守るための支援金提供、彼らの言語普及を目的とした放送業務等の支援が行われている。
- ニュージーランド（同：23.4%）
 - ・1987年にマオリ言語法を制定して、マオリ語を英語と並ぶ公用語とした。法廷でマオリ語を使用する権利等も認められている。マオリ語の普及のためにマオリ語委員会が設置され、マオリ語習得のためのコースを設置し、同コースを卒業した者が学校に派遣され、マオリ語を教えている。また、マオリ語のテレビチャンネル、ラジオが存在
- 台湾（同：約45%（原住民族言語能力認定試験結果から推計））
 - ・原住民族の言語の保存及び伝承のため、行政院は2006年11月に原住民族委員会が「原住民族言語振興6ヶ年計画」を決定（実施期間2008～13年）。

○計画の主な内容

 - ・関連法整備、推進組織（国・地方）
 - ・民族言語の文字化（辞典等の編纂）
 - ・学習・普及
 - ・各民族の「言語文化教室」、インターネット上の民族言語学習HPの設置、メディアを利用した民族言語教育の実施。
 - ・人材育成：原住民族言語能力認定試験及び合格者のための基礎、進級研修を実施

②教育

- アメリカ
 - ・部族の経済・教育の発展のため政府資金を貸与（インディアン再組織法）
 - ・部族政府が連邦政府と施設の使用等について契約を締結し、居留地内で部族政府が学校を運営し、インディアン子女への教育内容について決定が可能（インディアン自決及び教育援助法）
- カナダ
 - ・連邦政府は、インディアンの子弟のために、州政府機関等と協議し、インディアンの子弟のための学校を開設し、運営することが可能（インディアン法）
 - ・政府と交わした条約に基づき、部族に対して教育資金（奨学金）支給
- オーストラリア
 - ・アボリジニ・トレス海峡諸島民のための教育支援計画及び彼らのための英語識字能力及び計算能力計画を通しての教育の向上を促進
- ニュージーランド
 - ・マオリは、部族で幼児、初等、中等、高等教育機関を設けている
 - ・大学でのマオリ学部の設置、マオリの教授としての採用やマオリ奨学金などの制度

●台湾

- ・原住民族教育法の規定の中で、原住民族学校の設立については計画段階であり、原住民族のために特別に設計された教育システムはないが、原住民の中学生、高校生に対しては、進学優遇措置（下記①～③）を規定。

①原住民学生の進学試験得点を25%上乘せする。

②原住民文化及び語学能力証明を取得した者には更に10%上乘せする（即ち25%+10%=35%）

③教育行政機関が決定した各校（学部、学科）の合格者数に加え、同合格者数の2%を原住民受験生の合格者枠とする。

③その他

●アメリカ

- ・「先住民の墳墓保護及び返還法」により、連邦の土地又は部族の土地で発掘及び発見された部族に関する埋葬品の所有権が当該部族の直系子孫に属する旨を規定。連邦政府機関及び博物館に対し、その保管する部族の埋葬品等の目録作成義務、正当な子孫の請求があれば返還する義務を規定

●カナダ

- ・先住民族による伝統芸能の保存・育成を目指すため、内閣の権限の下で、文化的教育的施策プログラムを実施

●オーストラリア

- ・全ての州において、先住民族の考古学的遺跡や伝統を守る法律を整備
- ・政府は、芸術及び工芸品支援プログラム及び先住民族支援プログラムを通して、先住民族の文化の維持及び普及のための支援を実施

(4) 土地・資源

●アメリカ

- ・居留地（連邦法及び条約 従来土地の代償）所有権は合衆国にあるが、インディアン部族は共同体としての受益者の地位を有する。インディアンの狩猟と漁業の権利が含まれており、州の規制を受けないと理解されている

○インディアン賠償委員会法（1946年～1978年）

- ・インディアンの合衆国に対するあらゆる賠償請求につき審理し、認定する特別司法機関
- ・金銭による損失補償
- ・「所有していた」とされる土地がどの範囲かの確定は困難であったが、委員会は人類学者の意見等を参考に過去の所有権の主張を緩く認定
- ・その補償額についても、政府が主張した収奪当時の価格と、インディアン側が主張したアメリカ人移住後の価格の中間額を採用

●カナダ

- ・インディアンには、指定居留地の占有等が保障されている（インディアン法）

- ・指定居留地内の土地を公の目的のために収用する場合には、相応の補償が行われる（インディアン法）

- オーストラリア

- ・土地所有権法、先住民族の権利を認知及び保護する法律、先住民族の代わりに土地を購入するなどの政策（豪州連邦又は各州及び特別地域）による先住民族の土地に対する権利の保護。

- 先住民族の権利法

先住民族の権利及び利権の損失または低下に対し補償を与えることが可能

- ニュージーランド

- ・ワイタング条約において伝統的に所有・占有、使用、取得してきた土地・領域・資源に対する権利は認められている。ワイタング条約違反に係る請求権を審議するワイタング条約裁判所が1975年に設置され、請求権につき審議。

3. 先住民族の認定手法

- アメリカ

- ・内務省が規則の基準を満たしていることを証明した集団を審査し、基準を満たした部族をインディアン部族として認定。

- オーストラリア

- ・立法化スリー・ステップ・テスト

- ①血統的に先住民族である

- ②自分を先住民族であると認識している

- ③法律により認知されている先住民族地域団体によって先住民族であると認定される

※3つのステップのいずれにおいても、科学的な血液検査及びDNA検査は行われない。

4. 先住民族施策の推進手法

(1) 政府の総合的な窓口機関（総括セクション）の設置

国に専管機関を設置し先住民族問題に対応している。（全対象国・地域）

- アメリカ

- ・内務省インディアン局

- カナダ

- ・インディアン省

- オーストラリア

- ・家族・住宅・地域サービス・先住民問題省

- ニュージーランド

- ・マオリ発展省

- ・ 4つの機関で構成（教育委員会、厚生計画、職業訓練、経済資源開発）
- フィンランド
 - ・ サーミ問題審議会
- 台湾
 - ・ 行政院原住民委員会

(2) モニタリング等の審議機関の設置（複数の先住民族、学識経験者で構成）

- フィンランド
 - ・ サーミ代表団
 - フィンランド領ラップランド県の県知事、5名のフィンランド関係庁代表者、5名の「サーミ議会」代表者により構成。この組織は、北欧諸国の国際的機関である「北欧評議会」「北欧閣僚評議会」がサーミ問題に関して各国に行う各種勧告に対するフィンランド行政側の受け皿として設置。

United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples
先住民族の権利に関する国際連合宣言
(2007年9月13日採択 A/RES/61/295)

国際連合総会は、

国際連合憲章の目的及び原則並びに各国が同憲章に従って負っている義務の誠実な履行を指針とし、

すべての民族が、他の民族と異なる権利及び自己を異なると考える権利を有すること並びにそのようなものとして尊重される権利を有することを認識しつつ、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認し、

また、すべての民族が、人類の共同の財産である文明及び文化の多様性及び豊かさに貢献していることを確認し、

さらに、国民的出身又は人種、宗教、種族若しくは文化の違いに基づく民族又は個人の優越性を基礎とし、又は主張するすべての理論、政策及び慣行が、人種差別的であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難されるべきであり、かつ、社会的に不正であることを確認し、

先住民族が、その権利の行使に当たり、いかなる差別も受けるべきでないことを再確認し、

先住民族が、特に植民地化並びにその土地、領域及び資源の奪取の結果として歴史的に不正に扱われてきたこと、それによって特に自己のニーズ及び利益に合致する発展の権利を行使することを妨げられていることを懸念し、

先住民族の政治的、経済的及び社会的構造並びに先住民族の文化、精神的伝統、歴史及び哲学から生ずる先住民族の固有の権利（特に、土地、領域及び資源についての権利）を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識し、

また、国との条約、協定その他建設的な取決めにおいて確認された先住民族の権利を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識し、

先住民族が、政治的、経済的、社会的及び文化的に向上するため、並びにあら

ゆる形態の差別及び抑圧（発生場所のいかんを問わない。）を終了させるために団結していることを歓迎し、

先住民族並びにその土地、領域及び資源に影響を及ぼす開発の当該先住民族による管理は、先住民族が、その諸制度、文化及び伝統を維持し、及び強化し、並びに自己の願望及びニーズに合致する発展を促進することを可能にすることを確信し、

先住民族の知識、文化及び伝統的慣習の尊重が、持続的で公平な発展及び環境の適切な管理に貢献することを認識し、

先住民族の土地及び領域の非軍事化が、平和、経済的及び社会的な進歩及び発展並びに世界の諸国及び世界の諸民族の間の理解及び友好関係に貢献することを強調し、

特に、先住民族の家族及び社会が、児童の権利に適合する児童の養育、訓練、教育及び福祉についての共同の責任を保持する権利を有することを認識し、

国と先住民族との間の条約、協定その他建設的な取決めにおいて確認された権利は、場合によっては、国際的な懸念、関心、責任及び性質を有する問題であることを考慮し、

また、条約、協定その他建設的な取決め及びそれらが示す関係が、先住民族と国との間の強化された連携のための基礎であることを考慮し、

国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約並びにウィーン宣言及び行動計画が、すべての人民の自決の権利の基本的重要性を確認していること並びにこの権利に基づきすべての人民がその政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求することを認め、

この宣言のいかなる記述も、国際法に従って行使されるいかなる民族の自決の権利も否定することに用いられてはならないことに留意し、

この宣言に掲げる先住民族の権利を認めることは、正義、民主主義、人権の尊重、非差別及び信義誠実の諸原則に基づく国と先住民族との間の調和のとれ、

かつ、協力的な関係を強化するものであることを確信し、

国に対し、関係する民族と協議し、及び協力して、国際文書、特に人権に関する国際文書に基づき先住民族について適用されるすべての義務を遵守し、及び効果的に履行するよう奨励し、

先住民族の権利を促進し、及び保護するに当たり、国際連合が果たすべき重要かつ継続的な役割を有することを強調し、

この宣言が、先住民族の権利及び自由を認め、促進し、及び保護し、並びにこの分野における国際連合及びその諸機関の関連する活動を発展させるためのより重要な一歩であることを確信し、

先住民族に属する個人が国際法において認められるすべての人権を差別なく享有すること並びに先住民族がその存在、福祉及び民族としての全体の発展のために不可欠な集団的権利を有することを認識し、及び再確認し、

地域ごと及び国ごとに先住民族の状況が異なること並びに国及び地域の特殊性並びに多様な歴史的及び文化的な背景の重要性が考慮されるべきであることを認識して、

連携及び相互尊重の精神において追求される達成の水準として、先住民族の権利に関する国際連合宣言を次のとおり厳粛に宣言する。

第一条

先住民族は、集団又は個人として、国際連合憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められるすべての人権及び基本的自由を十分に享有する権利を有する。

第二条

先住民族及びこれに属する個人は、自由であり、かつ、他のすべての民族及び個人と平等であるものとし、その権利の行使に当たり、特に先住民族出身であること又は先住民族に属することに基づくいかなる差別も受けない権利を有する。

第三条

先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

第四条

先住民族は、その自決の権利を行使するに当たり、その内部及び地域の事項に関する問題並びにその自律的な活動の資金を調達するための方法及び手段について、自治の権利を有する。

第五条

先住民族は、希望する場合には、国の政治的、経済的、社会的及び文化的活動に十分に参加する権利を保持しつつ、その独自の政治的、法的、経済的、社会的及び文化的な制度を維持し、及び強化する権利を有する。

第六条

先住民族に属するすべての個人は、国籍についての権利を有する。

第七条

1. 先住民族に属する個人は、生命、身体及び精神の健全性、自由並びに身体の安全についての権利を有する。
2. 先住民族は、独自の民族として自由に、平和のうちに及び安全に生活する集団的権利を有するものとし、集団殺害行為その他の暴力行為（集団内の児童の他の集団への強制的移動を含む。）を受けない。

第八条

1. 先住民族及びこれに属する個人は、強制的に同化させられ、又はその文化を破壊されない権利を有する。
2. 国は、次の行為の防止及びこれらの行為についての救済のための効果的な仕組みを提供する。
 - (a) 先住民族の独自の民族としての一体性又は文化的な価値若しくは民族的帰属意識を奪う目的又は効果を有する行為
 - (b) 先住民族の土地、領域又は資源を奪う目的又は効果を有する行為

- (c) 先住民族の権利を侵害し、又は損なう目的又は効果を有するあらゆる形態の強制的な住民の移送
- (d) あらゆる形態の強制的な同化又は統合
- (e) 先住民族に対する人種差別又は民族差別を助長し、又は扇動することを意図するあらゆる形態の宣伝

第九条

先住民族及びこれに属する個人は、関係する先住民族の社会又は民族の伝統及び慣習に従って、当該先住民族の社会又は民族に属する権利を有する。このような権利の行使に当たり、いかなる差別も受けないものとする。

第十条

先住民族は、その土地又は領域から強制的に移動させられない。移転は、関係する先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意が得られ、公正かつ公平な補償についての合意が得られた後であり、かつ、可能な場合には、帰還するとの選択肢を伴うものである場合にのみ、行われる。

第十一条

1. 先住民族は、その文化的伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利を有する。この権利には、過去、現在及び未来にわたる先住民族の文化の表現（例えば、考古学上の及び歴史的な遺跡、工芸品、意匠、儀式、技術、視覚的芸術、舞台芸術、文学）を維持し、保護し、及び発展させる権利を含む。
2. 国は、先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意なしに、又は先住民族の法、伝統及び慣習に反して奪われた文化的、知的、宗教的及び精神的財産に関し、当該先住民族と連携して設けた効果的な仕組み（原状回復を含む。）を通じた救済を行う。

第十二条

1. 先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を明示し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、及び保護し、並びに干渉を受けることなくこのような場所に立ち入る権利、その儀式用の物を使用し、及び管理する権利並びにその遺体及び遺骨の帰還についての権利を有する。
2. 国は、関係する先住民族と連携して設けた公正な、透明性のある、かつ、

効果的な仕組みを通じて、自国が保有する儀式用の物並びに遺体及び遺骨へのアクセス又はこれらの返還を可能にするよう努める。

第十三条

1. 先住民族は、その歴史、言語、口承による伝統、哲学、表記方法及び文学を再活性化し、使用し、発展させ、及び将来の世代に伝達する権利並びに社会、場所及び個人に固有の名称を付し、及び継続して使用する権利を有する。
2. 国は、1に掲げる権利が保護されることを確保し、並びに必要な場合には通訳の提供又は他の適当な手段を通じて、先住民族が政治上、法律上及び行政上の手続を理解し、並びにこのような手続において理解されることを確保するため、効果的な措置をとる。

第十四条

1. 先住民族は、その文化に則った教育及び学習の方法に適した方法によって、自己の言語で教育を提供する教育制度及び教育機関を設立し、及び管理する権利を有する。
2. 先住民族に属する個人、特に児童は、国によるあらゆる段階及び形態の教育についての権利を差別なく有する。
3. 国は、先住民族と連携して、先住民族に属する個人（当該先住民族の社会の外で生活している者を含む。）、特に児童が、可能な場合には、先住民族自身の文化についての及び当該先住民族自身の言語による教育を受ける機会を有するようにするため、効果的な措置をとる。

第十五条

1. 先住民族は、その文化、伝統、歴史及び願望の尊厳及び多様性（これらは、教育及び公衆のための情報において適切に反映される。）についての権利を有する。
2. 国は、関係する先住民族と協議し、及び協力して、偏見と戦い、及び差別を撤廃し、並びに先住民族及び社会の他のすべての構成員の間の寛容、理解及び良好な関係を促進するため、効果的な措置をとる。

第十六条

1. 先住民族は、自己の言語による自己の報道機関を設立し、及びあらゆる形態の非先住民族の報道機関を差別なく利用する権利を有する。
2. 国は、国有の報道機関が先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保するため、効果的な措置をとる。国は、表現の完全な自由の確保を害することなく、民間による所有の報道機関が適切に先住民族の文化的多様性を反映するよう奨励すべきである。

第十七条

1. 先住民族に属する個人及び先住民族は、適用のある労働に関する国際法及び国内法に定めるすべての権利を十分に享受する権利を有する。
2. 国は、先住民族に属する児童が特に影響を受けやすいこと及び先住民族に属する児童の自律的な力の育成のための教育が重要であることを考慮しつつ、先住民族と協議し、及び協力して、先住民族に属する児童を経済的な搾取から保護し、及び危険となり、若しくは児童の教育の妨げとなり、又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護するため、特別の措置をとる。
3. 先住民族に属する個人は、労働、特に雇用又は給料に関して、いかなる差別的条件にも付されない権利を有する。

第十八条

先住民族は、自己の手續に従って自己が選出した代表を通じて、自己の権利に影響を及ぼし得る事項に関する意思決定に参加し、並びに自己の意思決定のための制度を維持し、及び発展させる権利を有する。

第十九条

国は、先住民族に影響を及ぼすおそれのある立法上又は行政上の措置をとり、及び実施する前に、当該先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意を得るため、当該先住民族自身の代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し、及び協力する。

第二十条

1. 先住民族は、その政治的、経済的及び社会的制度又は機関を維持し、及び発展させる権利、その生存及び発展のための自己の手段が与えられることが

確保される権利並びにそのあらゆる伝統及び他の経済活動に自由に従事する権利を有する。

2. 生存及び発展のための手段を奪われた先住民族は、公正かつ公平な救済を受ける権利を有する。

第二十一条

1. 先住民族は、その経済的及び社会的状況（特に、教育、雇用、職業訓練及び再訓練、住居、衛生、健康並びに社会保障の分野における状況を含む。）の改善についての権利を差別なく有する。
2. 国は、先住民族の経済的及び社会的状況を継続的に改善することを確保するため、効果的な措置及び適当な場合には特別な措置をとる。先住民族に属する高齢者、女子、青少年、児童及び障害者の権利及び特別のニーズについては、特別の注意を払う。

第二十二条

1. この宣言の実施に当たり、先住民族に属する高齢者、女子、青少年、児童及び障害者の権利及び特別のニーズについては、特別の注意を払う。
2. 国は、先住民族と連携して、先住民族に属する女子及び児童があらゆる形態の暴力及び差別に対する十分な保護及び保障を享受することを確保するための措置をとる。

第二十三条

先住民族は、その発展の権利を行使するための優先順位及び戦略を決定し、及び策定する権利を有する。特に、先住民族は、自己に影響を及ぼす健康、住居その他経済的及び社会的計画を策定し、及び決定することに積極的に参加する権利並びに可能な限り自己の機関を通じてこのような計画を実施する権利を有する。

第二十四条

1. 先住民族は、その伝統的医療についての権利及びその健康に係る慣行（不可欠な薬用の植物、動物及び鉱物の保存を含む。）を維持する権利を有する。また、先住民族に属する個人は、すべての社会的サービス及び保健サービスを差別なく利用する権利を有する。

2. 先住民族に属する個人は、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する平等な権利を有する。国は、この権利の十分な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとる。

第二十五条

先住民族は、自己が伝統的に所有し、又は他の方法で占有し、及び使用してきた土地、領域、水域、沿岸海域その他資源に対するその独自の精神的関係を維持し、及び強化する権利並びにこの点について将来の世代に対する自己の責任を果たす権利を有する。

第二十六条

1. 先住民族は、自己が伝統的に所有し、占有し、又は他の方法で使用し、若しくは取得してきた土地、領域及び資源についての権利を有する。
2. 先住民族は、自己が伝統的に所有し、他の方法で伝統的に占有し、若しくは使用することにより保有しており、又は他の方法で取得した土地、領域及び資源を所有し、使用し、開発し、及び管理する権利を有する。
3. 国は、1及び2に掲げる土地、領域及び資源について、法的に認め、及び保護する。この場合において、関係する先住民族の慣習、伝統及び土地に係る権利についての制度を十分に尊重して認めるものとする。

第二十七条

国は、関係する先住民族と連携して、先住民族の土地、領域及び資源（伝統的に所有し、又は他の方法で占有し、若しくは使用してきたものを含む。）についての当該先住民族の権利を認め、及び決定するために、先住民族の法、伝統、慣習及び土地に係る権利についての制度に十分に留意しつつ、公正な、独立の、公平な、公開の、かつ、透明性のある手続を定め、及び実施する。先住民族は、この手続に参加する権利を有する。

第二十八条

1. 先住民族は、自己が伝統的に所有し、又は他の方法で占有し、若しくは使用してきた土地、領域及び資源であって、自己の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意なしに没収され、奪われ、占有され、使用され、又は損害を被ってきたものについて、原状回復（又はそれが可能でない場合には公正、

公平、かつ、衡平な補償)その他の手段によって救済を受ける権利を有する。

2. 関係する民族が自由に同意する場合を除くほか、補償については、同等の質、規模及び法的地位を有する土地、領域及び資源という形態、金銭的補償という形態又は他の適当な救済という形態をとる。

第二十九条

1. 先住民族は、環境並びに自己の土地又は領域及び資源の生産能力の保全及び保護についての権利を有する。国は、先住民族のためのこのような保全及び保護に関する支援計画を差別なく策定し、及び実施する。
2. 国は、有害物質の貯蔵又は処分が、先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意なしに、当該先住民族の土地又は領域において行われなことを確保するため、効果的な措置をとる。
3. また、国は、必要な場合には、先住民族の健康を監視し、維持し、及び回復させるための計画であって、有害物質の影響を受けた先住民族によって策定され、及び実施されるものが適切に実施されることを確保するため、効果的な措置をとる。

第三十条

1. 関連する公共の利益により正当化される場合又は関係する先住民族が自由に同意し、若しくは要請する場合を除くほか、先住民族の土地又は領域において軍事上の活動を行ってはならない。
2. 国は、軍事上の活動のために先住民族の土地又は領域を使用する前に、適当な手続、特に当該先住民族の代表機関を通じて、当該先住民族と効果的な協議を行う。

第三十一条

1. 先住民族は、その文化遺産、伝統的知識及び伝統的な文化の表現並びに科学、技術及び文化の表現(人的資源、遺伝資源、種子、薬、動植物の特性に関する知識、口承による伝統、文学、意匠、スポーツ、伝統的競技、視覚的芸術及び舞台芸術を含む。)を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。また、先住民族は、このような文化遺産、伝統的知識及び伝統的な文化の表現に係る自己の知的財産を維持し、管理し、保護し、及び発展さ

せる権利を有する。

2. 国は、先住民族と連携して、1に掲げる権利の行使を認め、及び保護するため、効果的な措置をとる。

第三十二条

1. 先住民族は、その土地又は領域その他資源の開発又は使用のための優先順位及び戦略を決定し、及び策定する権利を有する。
2. 国は、特に、鉱物、水その他の資源の開発、利用又は採掘に関連して、先住民族の土地又は領域その他資源に影響を及ぼす事業を承認する前に、先住民族の自由な、かつ、情報に基づく同意を得るため、当該先住民族自身の代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し、及び協力する。
3. 国は、このような活動に対し、公正かつ公平な救済のための効果的な仕組みを提供する。環境上、経済上、社会上、文化上又は精神上的の悪影響を軽減するため、適当な措置がとられるものとする。

第三十三条

1. 先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己の帰属又は構成員を決定する権利を有する。このことは、先住民族に属する個人が、居住する国の市民権を取得する権利を害するものではない。
2. 先住民族は、自己の手續に従って、自己の機関の構成を決定し、及び当該機関の構成員を選出する権利を有する。

第三十四条

先住民族は、人権に関する国際的な基準に従い、自己の機関の構成並びに独自の慣習、精神性、伝統、手續、慣行及び、司法上の制度又は慣習が存在する場合には、それらを促進し、発展させ、及び維持する権利を有する。

第三十五条

先住民族は、その社会に対する個人の責任を決定する権利を有する。

第三十六条

1. 先住民族、特に国境によって分断された先住民族は、国境を越えて存在す

る自己の構成員及び他の民族との接触、関係及び協力（精神的、文化的、政治的、経済的及び社会的目的のための活動を含む。）を維持し、及び発展させる権利を有する。

2. 国は、先住民族と協議し、及び協力して、1に掲げる権利の行使を促進し、及びその実施を確保するため、効果的な措置をとる。

第三十七条

1. 先住民族は、国又はその承継国と締結した条約、協定その他建設的な取決めを認め、遵守し、及び実施する権利並びにこのような条約、協定その他建設的な取決めを国に尊重させる権利を有する。
2. この宣言のいかなる記述も、条約、協定その他建設的な取決めに規定する先住民族の権利を縮小し、又は否定するものと解してはならない。

第三十八条

国は、この宣言の目的を達成するため、先住民族と協議し、及び協力して、立法措置その他の適当な措置をとる。

第三十九条

先住民族は、この宣言に掲げる権利を享受するため、国からの及び国際協力を通じた資金上及び技術上の援助を利用する権利を有する。

第四十条

先住民族は、国又はその他の当事者との紛争を解決するため、公正かつ公平な手続を利用し、及びその手続によって迅速な決定を受ける権利を有し、また、個人的及び集団的権利のあらゆる侵害に対して効果的な救済措置を受ける権利を有する。このような決定に当たっては、関係する先住民族の慣習、伝統、規則及び法制度並びに国際的な人権に十分な考慮を払う。

第四十一条

国際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の政府間機関は、特に資金協力及び技術上の援助の実施を通じて、この宣言の十分な実現に貢献する。先住民族に影響を及ぼす問題に関し、先住民族の参加を確保する方法及び手段が定められる。

第四十二条

国際連合、その諸機関（先住問題常設フォーラムを含む。）及び専門機関（国レベルのものを含む。）並びに国は、この宣言の尊重及び十分な適用を促進し、並びにこの宣言の実効性を把握する。

第四十三条

この宣言により認められる権利は、世界の先住民族の生存、尊厳及び福祉のための最低限度の基準を構成する。

第四十四条

この宣言により認められるすべての権利及び自由は、先住民族に属する男性及び女性の個人にひとしく保障される。

第四十五条

この宣言のいかなる記述も、先住民族が現在保有し、又は将来取得し得る権利を縮小し、又は消滅させるものと解してはならない。

第四十六条

1. この宣言のいかなる記述も、国、民族、集団又は個人が、国際連合憲章に反する活動に従事し、又は国際連合憲章に反する行為を行う権利を有することを意味するものと解してはならず、また、主権を有する独立国の領土保全又は政治的な統合を全体又は一部において分割し、又は害するいかなる行為も認め、又は助長するものと解してはならない。
2. この宣言に掲げる権利の行使に当たり、すべての者の人権及び基本的自由は、尊重される。この宣言に掲げる権利の行使については、法によって定められ、かつ、人権に関する国際的な義務に従って課された制限にのみ従う。このような制限は、差別的でないものとし、他の者の権利及び自由を十分認め、及び尊重することを確保する目的並びに民主的社会の公正かつ最も必要な要請に対応するという目的のためにのみ真に必要なものでなければならない。
3. この宣言は、正義、民主主義、人権の尊重、平等、非差別、良い統治及び信義誠実の諸原則に従って解釈される。

（内閣官房作成）

先住民をめぐる諸問題

(財)世界人権問題研究センター 安藤仁介

I : 先住民の実態

1. 定義

普遍的定義は困難

客観的基準：人種、文化、言語

主観的基準：当該個人による決定

機能的基準：生活方式

一定の領域の先住者／人種・文化の異なる後から来た住民（多数者）に
抑圧される／後者が領域の統治主体となる

2. 人口

約 70 の国家に約 3 億 7 千万人

(国連人口基金 (UNFPA) 公表数値に依拠)

3. 種類

アブオリジナル (オーストラリア)、アメリカン・インディアン、イヌイット (米国、カナダ)、マオリ (ニュージーランド)、サミ (北欧)

* インド北東地域、ミャンマー・タイ・ラオス国境地帯の山岳民族、
高山 (高砂) 族 (台湾)、アイヌ (日本)

II : 歴史的共通点

生活方式：基本的に採取生活 (自然との共生)、焼畑農耕に従事しているが、土地
利用の効率化・資源開発の必要から変化を迫られてきた。

III. 先住民と人権

1. 少数者と先住民との同違

非植民地化過程における先住民

2. 国際連合と先住民

国際労働機構 (ILO) 107 号条約 (1957)

169 号条約 (1989) 独立国家における先住民・部族民

国連人権委員会「差別防止・少数者保護小委員会」

1970s 先住民差別問題特別報告者を任命

1982 先住民作業部会を設置

1988 特別報告者「先住民の権利に関する世界宣言」案を提示

2007 国連総会が「先住民の権利に関する国連宣言」を採択

この間、NGOs が先住民関係の国際会議をジュネーブで開催 (1977、1981)。
また、いくつかの先住民組織は経済社会理事会の協議資格を獲得。

3. 将来の課題

i) 先住民の集団的権利の内容

ii) 先住民の伝統と先住民の個人的権利の調整

(2008.12.25)

アイヌ政策検討の課題について

北海道大学アイヌ・先住民研究センター 常本照樹

1 はじめに

- ・諸外国の事例等に照らし、今後議論の対象となりうる課題例と参考事項例を提示。
- ・これまでの懇談会報告及び現地調査等を踏まえ政策課題等を検討するにあたっては、本年6月の国会決議の趣旨を踏まえ、「先住民族の権利に関する国連宣言（以下、国連宣言）」を可及的に活かすとともに憲法の枠に留意。
- ・以下で言う「文化」は、言語・音楽・舞踊等に限定されず、土地・資源の利用とも関連する生活様式を含む広い意味であることに留意。

2 総論的課題

①多様な文化と民族の共生の尊重

- ・アイヌ民族の文化をはじめ、多様な文化の独自性を尊重し伸展させることが民族の共生と我が国の豊かな文化の発展に寄与。
- ・国連宣言も「他の民族と異なるものとして尊重される権利」、「文化の多様性」及び「パートナーシップと相互尊重の精神」の重要性を確認。

②アイヌのアイデンティティの尊重

- ・アイヌ民族としてのアイデンティティを等しく形成できるようにアイヌ文化を尊重することは「個人の尊重」（憲法13条）の精神に適合。なお、アイヌのアイデンティティに基づく生を選択しない個人も同様に尊重。

③歴史的経緯の重視

- ・特に明治期以降、同化政策によりアイヌの社会や文化が決定的な打撃を受け、差別と貧窮を余儀なくされたという歴史的経緯。

④先住民族であることの顧慮

- ・同意なしに被支配的立場に追い込まれた経緯とそれから生ずる配慮義務。
- ・民族及び社会の個性を踏まえた政策。
- ・国民がアイヌ民族を先住民族として理解し、受け止めることが、新たな差別を避止するためにも重要。

3 各論的課題

(1) 精神・文化に係る政策のあり方

- ・精神・文化に係る政策は、アイヌとしてのアイデンティティの根幹に関わるとともに多様な文化尊重の基盤。

- ・民族固有の信仰を尊重し、信仰対象の保全や遺骨等の返還、アイヌ民族の精神性尊重の象徴となる施設の設置などを考慮。
- ・アイヌ文化振興の一層の深掘りが必要。特に、文化の伝承と発展が生業となることによる活動の自立化を支援する視点。

(2) 社会・経済に係る政策のあり方

- ・生活支援、教育支援及び産業振興は、歴史的経緯に起因する格差の解消並びにアイヌとしてのアイデンティティを持つ個人の自律的な生の営みを支えるために必要。
- ・社会構造的な問題や差別等による格差解消のための暫定的な優先的処遇は、実質的な「機会の平等」を目指した合理的な区別であり、必ずしも平等原則に反しない。
- ・政策のニーズを把握し、合理性を担保するため、全国を対象とした実態調査の必要性。

(3) 土地・資源に係る政策のあり方

- ・土地・資源には精神・文化的意義も認められ、国連宣言においても重要な地位を占めるが、事柄の性質上、公共的必要性・合理性の論証及びそれに係る具体的政策について国民の理解を得つつ実施する必要。

(4) 政治参加に係る政策のあり方

- ・国民としての参政権の行使を超える先住民族独自の政治参加は、国連宣言においても重要な地位を占めており、先住民族固有の文化を実効的に維持発展させるためにも配慮が必要。
- ・政治過程への直接的参加（特別議席）と間接的参加（諮問機関等）の有効性と合憲性。
- ・独自の政治参加の前提としてのアイヌ民族の総意を集約する仕組み。

(5) 推進手法等に係る課題

① 個人認定

- ・政策の内容に応じて、一般の国民には認められない権利や給付に係る資格を定めるための認定制度を検討。その整備・運用にあたってはアイヌ民族自身による取組を基本としつつ、国民の理解を確保するために公平性・透明性を担保する仕組みを工夫。

② 政策の検討・推進手法

- ・政策の検討・推進に当たり、政府部内における総括的セクション、及びモニタリング及び継続的検討のための審議機関の設置。
- ・アイヌ民族において検討・準備・実施すべき事項に関する国・自治体による支援。

アイヌの人たちに対する差別について

[平成18年北海道アイヌ生活実態調査（抽出によるアンケート調査）より]

○ 物心ついてから今までに、何らかの差別を受けたことがありますか。

「最近6, 7年」の「差別を受けたことがある」と「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」を合わせると3.2%となり、前回調査と比較して24.9ポイント減少している。

(人, %)

区 分	平成18年調査(712人)						平成11年調査(715人)	
	物心ついてから		6,7年以前		最近6,7年		実 数	構成比
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比		
1. 差別を受けたことがある	120	16.8	111	15.6	15	2.1	89	12.4
2. 自分に対してはないが、他の人が受けたことを知っている	98	13.8	93	13.1	8	1.1	112	15.7
3. 受けたことがない	320	44.9	334	46.9	515	72.3	346	48.4
4. わからない	162	22.8	162	22.8	162	22.8	127	17.8
5. 不詳・無回答	12	1.7	12	1.7	12	1.7	41	5.7

※ 平成11年調査は「最近6,7年」のみの設問である。

※ 「構成比」はアンケート調査回答者総数（表中()内の数値）に対する割合である。

○ どのような場面で差別を受けましたか。

合計では「6, 7年以前」は「学校で」が最も多く72.1%、次いで「結婚のことで」21.6%であるが、「最近6, 7年」になると、「職場で」が39.1%で最も多く、次いで「学校で」が21.7%となっている。

(人, %)

区 分		平成18年調査				平成11年調査	
		6,7年以前		最近6,7年		実 数	構成比
		実 数	構成比	実 数	構成比		
本人が差別を受けたとき	1. 就職のとき	6	5.4	3	20.0		
	2. 職場で	19	17.1	6	40.0		
	3. 結婚のことで	20	18.0	2	13.3		
	4. 学校で	85	76.6	3	20.0		
	5. 交際のことで	6	5.4	2	13.3		
	6. 行政から	6	5.4	2	13.3		
	7. その他	7	6.3	3	20.0		
他の人が受けたとき	1. 就職のとき	5	5.4	0	0.0		
	2. 職場で	9	9.7	3	37.5		
	3. 結婚のことで	24	25.8	1	12.5		
	4. 学校で	62	66.7	2	25.0		
	5. 交際のことで	6	6.5	2	25.0		
	6. 行政から	2	2.2	0	0.0		
	7. その他	4	4.3	1	12.5		
合 計	1. 就職のとき	11	5.4	3	13.0	15	7.5
	2. 職場で	28	13.7	9	39.1	19	9.5
	3. 結婚のことで	44	21.6	3	13.0	51	25.4
	4. 学校で	147	72.1	5	21.7	93	46.3
	5. 交際のことで	12	5.9	4	17.4	19	9.5
	6. 行政から	8	3.9	2	9.5	3	1.5
	7. その他	11	5.4	4	17.4	32	15.9

※ 複数回答（平成11年調査は「最近6, 7年」のみで、かつ、本人・他人の区分なしの設問）

★「最近6, 7年」の「その他」

- ・ 知人・友人から
- ・ 旅行者から

○ どのような差別を受けましたか。

合計では、「6、7年以前」「最近6、7年」とも、「アイヌであると指摘され馬鹿にされた」が最も多く、それぞれ、66.7%、30.4%となっている。次いで「6、7年以前」は「アイヌを理由に交際、結婚を断られた」が17.6%、「最近6、7年」は「身体的特徴、容貌について指摘された」が26.1%でそれぞれ2番目に多くなっている。

(人、%)

区 分	平成18年調査				平成11年調査		
	6,7年以前		最近6,7年		実 数	構成比	
	実 数	構成比	実 数	構成比			
本人が差別を受けたとき	1. 交際・結婚を断られた	16	14.4	0	0.0		
	2. アイヌと指摘され馬鹿にされた	84	75.7	4	26.7		
	3. 身体的特徴、容貌を指摘された	25	22.5	5	33.3		
	4. その他	8	7.2	7	46.7		
	5. 具体的な記載なし	15	13.5	5	33.3		
他の人が受けたとき	1. 交際・結婚を断られた	20	21.5	1	12.5		
	2. アイヌと指摘され馬鹿にされた	52	55.9	3	37.5		
	3. 身体的特徴、容貌を指摘された	10	10.8	1	12.5		
	4. その他	0	0.0	1	12.5		
	5. 具体的な記載なし	30	32.3	3	37.5		
合 計	1. 交際・結婚を断られた	36	17.6	1	4.3	14	6.9
	2. アイヌと指摘され馬鹿にされた	136	66.7	7	30.4	19	9.5
	3. 身体的特徴、容貌を指摘された	35	17.2	6	26.1	2	1.0
	4. その他	8	3.9	8	34.8	8	4.0
	5. 具体的な記載なし	45	22.1	8	34.8	158	78.6

※ 複数回答（平成11年調査は「最近6,7年」のみで、かつ、本人・他人の区分なしの設問）

★「最近6、7年」の「その他」

- ・汚いもの、いやなものを見る目つき
- ・生活習慣が違う
- ・旅行者からの「この町はアイヌが多いのか」や「道東はアイヌが住むところ。私たちが住むところではない。」などの発言

○ 受けた差別に対してどのように対処しましたか。

「我慢した（泣き寝入りした）」が21.7%で最も多く、次いで「何も対処しなかった（出来なかった）」が20.0%、「相手に抗議した（暴力での対応を含む）」が16.7%の順となっている。

(人、%)

区 分	実数(120人)	構成比
我慢した（泣き寝入りした）	26	21.7
何も対処しなかった（出来なかった）	24	20.0
相手に抗議した（暴力での対応を含む）	20	16.7
気にしない（無視した）	10	8.3
自分自身に誇りを持つようになった	7	5.8
親（兄弟）に相談した	6	5.0
教師や公的機関に相談した	4	3.3
その他	6	5.0
未回答	17	14.2

○ 差別の原因・背景は何だと思えますか

「人種的偏見に基づく差別」が72.5%で最も多く、次いで「アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解に基づく差別」が49.5%、「学校教育においてアイヌ民族の理解を深める取組が不十分なことにに基づく差別」が29.4%の順となっている。

(人、%)

区 分	実数(218人)	構成比
1. アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解に基づく差別	108	49.5
2. アイヌ文化に対する無理解に基づく差別	31	14.2
3. 人種的偏見に基づく差別	158	72.5
4. 経済的理由に基づく差別	34	15.6
5. 学校教育においてアイヌ民族の理解を深める取組が不十分なことにに基づく差別	64	29.4
6. その他	5	2.3
7. 未回答	10	4.6

※ 複数回答